

## 第5章 環境の保全と創造をめざした参加型社会の基盤づくり

### 第1節 自主的な活動の推進

#### 1 環境教育・学習の推進

今日の多様化した環境問題に適切に対応し、かけがえのない環境を将来の世代に引き継いでいくためには、県民一人ひとりが今までのライフスタイルを見直し、「県民が生涯学習として取り組む環境に関する学習と実践—環境教育—」を推進することが重要になっている。

そのためには、地域住民、民間団体、事業者、学校、行政等の多様な主体が、それぞれの役割を分担しながら、環境に関する学習や活動を進めていく必要があり、県では、情報の提供や指導者の育成等を進めている。

##### (1) 福井県環境アドバイザー制度

“環境にやさしい人づくり”の推進を目的として、平成6年6月に「福井県環境アドバイザー制度」を発足させている。

この制度は、環境保全についての有識者や環境保全活動の実践者等を「環境アドバイザー」として委嘱し、公民館、各種団体や学校等が主催する環境問題に関する学習会、講演会等に講師として派遣または紹介するものである。(資料編表8-3)

##### (2) 心の豊かさを育む環境活動推進事業の実施

小・中学生が自然に親しみ、生き物を愛しみ、豊かな情操を育む心の教育を推進するため、平成13年度から環境政策課・自然保護センター・河川課が連携し、地域の環境を大切に活動を支援する「心の豊かさを育む環境活動推進事業」を実施している。

平成14年度は、「地域環境里親活動」「地域環境ジュニアパトロール活動」「身近な水辺の自然探偵団」「水辺に遊び学ぶ活動」のそれぞれの活動に、県内各地から120団体が参加した。

参加団体は、それぞれの内容に合った活動テーマを設定し、自分たちの住んでいる地域の調査活動や自然体験活動をする。また、各団体が一堂に会しての活動発表会において、活動結果を発表し合っている。

##### (3) 環境教育・エネルギー問題に関する学習会

平成14年度、県内8中学校において環境教育・エネルギー問題に関する学習会を実施している。この学習会は、中学生が体験活動を通して自然や環境に対する感性を育むとともに、環境・エネルギー問題について理解を深めることをねらいとし、関連施設見学などの校外学習会や講師による講演などの校内学習会を行った。

今後は、この8中学校をモデル校として、環境教育、エネルギー問題への取組みの一層の充実を図っていく。

また、高等学校では理科や現代社会など関係科目で、環境・エネルギー問題について教えられているほか、平成15年度より実施の「総合的な学習の時間」においてもこれらの問題に取り組む学校もある。また、理科関係クラブの研究や教員の自主的な研究においても、毎年多くの発表、報告がある。

##### (4) 移動環境教室の実施

学校等での環境学習を支援するため、小・中学生を対象に環境教室を実施し、環境関連ビデオの視聴、大気環境測定車「みどり号」・電気自動車「みどり号ミニ」の説明、環境簡易調査等を行っている。

##### (5) 環境月間

環境問題について県民一人ひとりの関心と理解をより一層深め、環境の保全に関する活動を行う契機とするため、国と歩調を合わせて、6月を「環境月間」と定め、県民、事業者、行政が一体となって環境保全活動に取り組む「環境にやさしい参加型の社会」をめざして、各種の行事を実施した。(表3-5-1)

表3-5-1 環境月間行事実施結果

1 期間 平成14年6月1日～30日

2 テーマ 「広げよう やさしい配慮を 環境に」

行事名	実施主体 (所管)	内容	実施日	実施場所
「環境月間」街頭キャンペーン	環境政策課 福井市	街頭でリサイクル製品等を配布し、環境月間、環境の日およびクリーンアップふくい大作戦等の普及啓発キャンペーンを実施する。	5/30(木)	福井市 (だるまや西武、 ショッピングシ ティ・ペル)
クリーンアップふくい大作戦	県・市町村 環境ふくい推 進協議会 (社)あすの福井 県を創る協会 等	環境月間中の第一日曜日を統一行動日として、県庁関係各課が所管する環境美化関連事業を統一行動日に合わせて実施するとともに、各市町村が設定する拠点地区や居住地周辺、工場・事業場周辺等の一般地区において美化活動を行うなど、県民、各種団体、行政が一体となって実施する。	統一行動日 6/2(日)	県内全域
ごみスリム・スリム運動推進週間	廃棄物対策課	ごみの排出抑制、減量化および再生利用の推進について、街頭キャンペーン等を行い、広域的に普及・啓発を図る。	5/30(木) ～ 6/5(水)	県内全域
環境保全ポスターコンクール	環境政策課	小学校4・5・6年生を対象に環境保全についてのポスターコンクールを実施し、優秀作品を展示する。 ・作品展示会場：コバ	作品展示会 6/21(金) ～23(日)	コバ
ノーマイカーデーの実施	総合交通課	地球環境の保全と公共交通機関の利用促進を目的に「ノーマイカーデー」を実施し、全県的に推進を図る。 ・新聞、ポスター等による啓発	6/1(土) ・16(日) (毎月1・16日)	県内全域
環境パトロール	環境政策課 関係各課	工場・事業場、自然公園、廃棄物処理施設、畜産施設、道路、河川、海岸等の一斉パトロールを実施する。	6/13(木)	県内全域
ごみスリム・スリム運動推進週間パネル展 ・ 環境意識啓発パネル展	廃棄物対策課 ・ 環境政策課	環境・ごみ問題に関するパネル等を展示し、環境・ごみ問題に対する意識の高揚、啓発を行う。	5/27(月) ～31(金) ・ 6/10(月) ～14(金)	福井県庁県 民ホール
天体観望会	自然保護センター	天体を観望したり、季節の星座の学習を通して、自然環境について理解を深める。	6月中の土曜日	自然保護センター
自然観察会	自然保護センター	県内各地の自然について観察会を実施し、自然環境について理解を深める。	環境月間中	県内各地
自然教室	自然保護センター	親子で水辺の生き物の採取や調査を行う親子自然教室を実施する。	環境月間中	県内各地
海中清掃	海浜自然センター	海中公園指定地区内の海中清掃を実施する。	6月～7月	三方海中公園指定地区 周辺の海域
青少年育成講座	海浜自然センター	子供会等を対象に野外活動等の体験学習を行い、自然保護の意識の向上を図る。	環境月間中	県内各地
衛生環境研究センターの施設公開	衛生環境研究センター	衛生環境研究センターの施設を公開し、環境の状況やセンターの業務の説明等を実施する。	環境月間中	衛生環境研究センター
広報活動	広報広聴課 環境政策課	新聞、テレビ、各種広報紙、ポスター、チラシ、懸垂幕等で月間の趣旨や、環境美化に対するPRを実施する。	環境月間中	県内全域

行事名	実施主体 (所管)	内 容	実施日	実施場所
アイドリング ストップ運動 推進月間	環境政策課	地球温暖化の原因である二酸化炭素の抑制を図るとともに、環境に配慮した行動の普及啓発を行う。 ・ラジオのスポット広報、エコーはがき等による普及啓発	環境月間中	県内全域
畜舎環境美化 促進運動	畜産課	畜舎環境の美化を進めるための巡回指導および県営牧場等の畜舎環境の美化モデルづくりを実施する。	環境月間中	県内全域
環境衛生パト ロール	各健康福祉セ ンター	廃棄物処理施設、浄化槽等を対象としたパトロールの実施および廃棄物適正処理の監視指導を実施する。	環境月間中	県内全域
公害事犯の集 中取締り	生活保安課 各警察署	ごみの不法投棄等の公害事犯の集中取締りを実施する。	環境月間中	県内全域
公害防止自主 総点検	特定工場等	特定工場等での公害防止施設の操作、管理の自主的な総点検および環境美化活動を実施する。	環境月間中	県内全域
樹木の大き 浄化能力度 チェック	環境政策課	中学生が中心になって、樹木の大き浄化能力度を調べるための実験を実施する。	6月～8月	県内中学校
県境産業廃 棄物運搬車 路上検査	廃棄物対策課	岐阜県および滋賀県との県境において、両県の廃棄物担当部局、警察署等が合同で産業廃棄物運搬車両等の路上検査を行い、適正な処理状況等を確認する。	6月～10月	福井・岐阜 県境 福井・滋賀 県境

#### ア クリーンアップふくい大作戦

美化活動への取組みを拡大しながら、地域の環境保全に関する県民意識の啓発を図ることを目的として、平成4年度から、県内一斉に住民が主体となって美化活動を行う「クリーンアップふくい大作戦」を実施している。

平成14年度は、6月2日(日)を統一行動日として、「生かそう 小さな汗 私たちの環境に」をテーマに、市町村が設定した拠点地区等において、美化活動が行われたほか、民間団体や企業においても、それぞれの団体活動を活かした特色ある美化活動が展開され、約60,000人の県民が参加した。また、県においても、自然公園環境美化事業や海の浮遊ごみを回収する海面環境保全事業等を実施した。

#### イ 「環境月間」および「ごみスリム・スリム運動推進週間」街頭キャンペーン

6月(1か月間)の「環境月間」、5月30日から6月5日までの「ごみスリム・スリム運動推進週間」に合わせて、環境問題に対する県民一人ひとりの関心と理解をより一層深め、環境保全活動への参加とごみの減量化・リサイクルの推進への意欲を高める契機とするため、街頭キャンペーンを行った。福井市内2か所で通行する人にリサイクル製品等を配布して、環境保全の大切さなどを呼びかけた。また、6月2日(日)には、敦賀市で花の苗を配布して同様の呼びかけを行った。

#### ウ 環境保全ポスターコンクール

平成3年度から、小学校4・5・6年生を対象に環境保全ポスターコンクールを実施しており、平成14年度は574点にのぼる応募があり、最優秀賞および優秀賞9点を含む計200点の入賞作品展を、環境月間中の6月21日(金)～23日(日)に実施した。

#### (6) ナチュラリストおよびナチュラリストリーダーの養成

県では、自然とのふれあいを促進し、自然保護思想の普及を図ることを目的として平成2年度よりナチュラリスト養成事業を推進している。

#### ア ナチュラリストの登録

平成13年度末の登録者数は5,972名で、そのうち109名が観察会の指導員として活動するナチュラリストリーダーに登録されている。

## イ ナチュラリストリーダーの養成

平成 13 年度はナチュラリストリーダーやリーダーを目指す人を対象に、より専門的な講座を年 3 回（延べ 6 日間）実施するとともに、3 名の県外派遣研修を行なった。

## ウ 普及啓発

自然保護の普及啓発誌として「ナチュラリスト」（33 号～35 号）を編集・発行した。

### (7) フォレストサポーターの活動推進

県では平成 8 年度から 10 年度までに、県民や児童等に対し、森林・林業に関する知識の普及と森林の案内や野外活動の指導をボランティアで行うフォレストサポーター 70 名を養成した。

平成 11 年度以降は、「フォレストサポーターの会」を中心に、林業体験活動や森林環境教育などの積極的なボランティア活動を展開している。

また、県民の森林に対する意識の高揚や総合的な学習時間の創設による森林環境教育の機会の増大に対応するため、平成 14 年度から（財）福井県農林漁業大学の講座を利用し、新たにフォレストサポーターの認定、登録を行っている。

さらに、都市部の子供達に森林・林業に対する理解を深めてもらうため、小学生版「ジュニアフォレストサポーター」の養成研修を平成 14 年度から開始した。

### (8) 環境教育・学習の場

環境教育・環境学習の場として、自然保護センターや海浜自然センターでは、自然保護を普及するため、展示品の充実を図るとともに、自然観察会等の学習の機会を設けている。

また、衛生環境研究センターや内水面総合センター等の試験研究機関においても、見学者の受け入れや情報の提供など、県民の環境学習を支援している。

### (9) その他の普及啓発

#### ア イベント等における P R

かけがえのない環境を守るために、県民一人ひとりが「地球規模で考え、足元から行動する」意識を持つ契機とするため、平成 14 年 10 月 25 日（金）～27 日（日）にサンドーム福井で開催された「2002 越前・若狭の産業フェア」において環境保全コーナーを設置した。環境に関する簡易実験、地球温暖化防止に向けた取組みの展示のほか、環境ふくい推進協議会、グリーン購入ふくいネットの紹介をした。

#### イ 刊行物の発刊

水、大気、自然、廃棄物等の様々な環境とその問題点について、県民の理解と認識を深めることを目的に、パンフレットの作成・配布を行っている。平成 13 年度に県において発行された関連の刊行物は表 3 - 5 - 2 のとおりである。

表 3 - 5 - 2 ポスター、パンフレット等作成配布状況（平成 13 年度）

種 類	名 称 、 内 容 等	作成部数	配 布 先
チラシ	環境保全、美化に関するチラシ（環境月間用）	17,000	市町村等
〃	ノーマイカーデー普及啓発チラシ	22,000	県民、事業所、市町村
ポスター	環境保全、美化に関するポスター（環境月間用）	900	市町村等
〃	省資源・省エネルギー啓発ポスター（省エネルギー月間用）	1,000	市町村、各種団体等
〃	ノーマイカーデー普及啓発ポスター	1,500	事業所、市町村等
冊子	環境家計簿「エコチャレンジ」	1,000	アースサポーター、県民
〃	「これからの暮らし」（児童用家庭科副読本）	9,200	小学校
情報紙	「ナチュラリスト」（自然保護関連）	4,500 (1,500×3号)	ナチュラリスト
〃	「福井の暮らし」（消費生活関連 2 ヶ月に 1 回）	222,000 (37,000×6号)	各種団体、町内会等
〃	「みんなのかんきょう」（環境ふくい推進協議会 年 4 回）	10,000 (2,500×4号)	協議会会員、市町村、公民館等

## 2 自発的な活動の支援

### (1) 環境保全に係る各主体間の連携

環境保全活動の推進に当たっては、県民、事業者、行政がパートナーシップのもとに、共に手を携えて取り組むことが必要であり、その輪を広げて行くことが重要である。

県では、環境保全に係る個人、団体、企業のネットワークづくりと地域に根ざした継続的かつ着実な環境保全活動の推進を図ることを目的に、多くの県民や事業者の参画を得て、平成6年10月、全国に先駆けその推進母体となる「環境ふくい推進協議会」を設立するとともに、本協議会が行なう活動に対し積極的に支援を行なっている。

本協議会では、子どもを対象にした環境教室や企業を対象にした研修会の開催をはじめ、情報紙の発行、シンポジウムの開催など多種多様な事業を実施しており、県としては、今後とも、本協議会と連携と協力を図りながら、県民、事業者、行政の参加による環境保全活動の拡大と取り組みの輪を広げていく。

### (2) 県民参加の森林づくり

森林をはじめとする緑は、県民の豊かな心を育み、生活にゆとりと潤いをもたらすなど、豊かな生活を実現する上で重要な役割を果たしており、森林や緑を守り・育てていくためには、こうした森林や緑に対する県民意識の高揚を図る必要がある。

また、市民グループ等がボランティア活動により森林づくりを行うなど、森林整備に対する新たな動きが芽生えつつあり、情報提供や活動機会の創出等を通じ、森林づくりに関するボランティア活動を推進していくことが重要である。

このため、「みどりの日(4月29日)」を含めた一週間を「みどりの週間(4月23日~29日)」として、グリーンキャンペーンや福井県緑化大会(けんみん森林づくり推進大会)など、緑化に関する各種イベントを開催するとともに、「木の日(10月8日)」にちなみ、木と花と緑の祭典としてグリーンフェアを開催し、広く県民に木の良さや緑の役割に関する意識の高揚に努めている。

また、緑化の推進を目的に、昭和25年から始まった「緑の羽根募金」は、平成7年の「緑の募金法」の制定に伴い、新たに、森林の整備、緑を通じた国際協力という目的が加わり、「緑の募金」として生まれ変わった。この「緑の募金」は、(社)福井県緑化推進委員会を通じて、公園等の公共施設緑化や学校林の整備など、広く活用されている。

さらに、次代を担う青少年に対し、緑を愛し、守り、育てることを学んでもらうため、緑の少年団を育成しているところであり、緑の少年団が参加する森林づくりの学習や活動等に対する支援を行っている。

なお、緑の少年団は、平成14年3月現在、46団、1,750名が組織されている。

一方、一般市民等が自発的に参加する森林づくりの活動を促進するため、(社)福井県緑化推進委員会を通じて、平成9年4月から、森林づくりボランティアを募集している。

あわせて、森林づくりボランティアの活動を促進するため、「ふくいの森林づくり体験会」を開催し、体験学習や普及啓発を行っている。(資料編表8-8)

### (3) 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステム構築の取組みについては、国際規格であるISO14001の発行以降、認証取得が大きく広がっており、平成14年11月末において全国で約10,620件となっている。

県内においても、平成14年12月末においてISO14001の認証取得件数は142件となっており、経年的にも取得の拡大傾向が続いている。業種では、電気機械が先行して取得が目立っていたが、近年、様々な業種に及んでいる。(図3-5-3、4)



さらに、県においても平成12年11月21日にISO14001を認証取得したことを踏まえ、これまでの作業を通じて得られたノウハウや情報について、マニュアルの作成・配布などを通して、市町村などに積極的に提供を行い、その普及支援に努めている。

また、平成13年11月27日に、県内のISO14001の認証を取得した事業所等で構成する「福井県環境ISOネットワーク」(FEISON: Fukui Environmental ISO Network)を設立し、このネットワーク活動により、幅広い情報の交換や効果的な研修等を通して資質の向上を図り、環境改善に向けたより一層の取組みを推進している。

### 3 環境情報の提供

県民や事業者の環境への関心を高め、環境への負荷の低減に向けた取組みを促進していくためには、環境に関する幅広い情報を迅速に提供することが重要であり、情報化時代に対応して、平成4年6月、パソコン通信による環境情報ネットワークシステム「みどりネット」を整備し、平成8年1月にはインターネットのホームページへと拡張した。

さらに、環境情報のより一層の活用を図るため、各部局に分散している各種の環境情報をデータベース化し、行政内部での活用にとどまらず、広く県民に提供する「環境情報総合処理システム」を平成12年3月に整備した。

このシステムは、大気や水質等の環境状況をはじめ、自然環境、土地利用状況、文化財等の環境情報をデータベース化し、地図や表等によりビジュアルに表示するもので、インターネットのホームページ「みどりネット」や県の「地域情報ネットワーク」から利用できる。

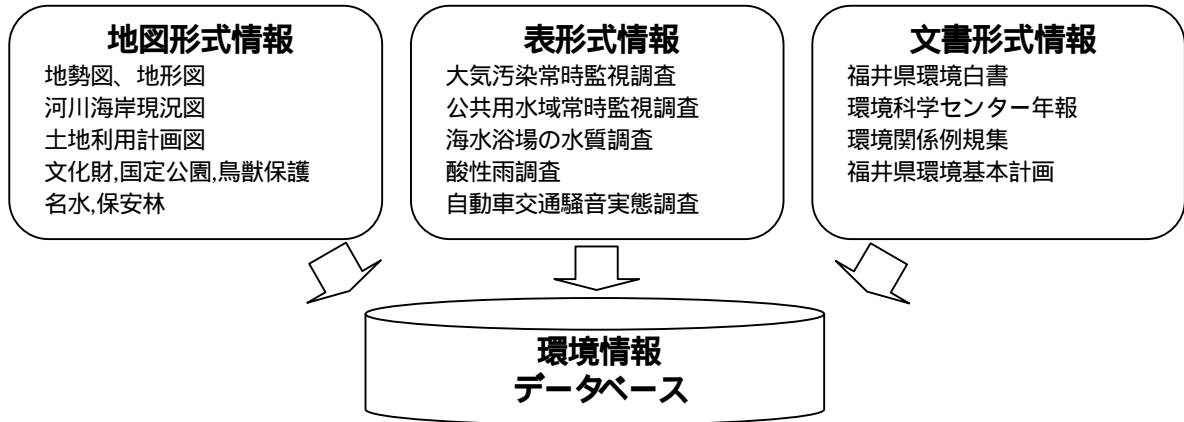
また、一部の情報はテレホンガイドシステムにより電話やファクシミリからも利用できる。(電話番号は0776-52-7122)



(アドレス <http://www.erc.pref.fukui.jp/>)

# 環境情報総合処理システムの概要

## 1 環境情報のデータベース化



## 2 環境情報のビジュアル化

データベース化された多様な情報を、地図や表等によりビジュアルに表示します。



## 3 環境情報の提供

インターネットから利用する場合

みどりネットのホームページ

<http://www.erc.pref.fukui.jp/>

地域情報ネットワークから利用する場合（A P：アクセスポイント）

福井A P 0776 - 27 - 9770

奥越A P 0779 - 69 - 7550

丹南A P 0778 - 25 - 7550

二州A P 0770 - 22 - 9666

若狭A P 0770 - 52 - 7888

テレホンガイドを利用する場合

電話をかけます 0 7 7 6 - 5 2 - 7 1 2 2

テレホンガイドの案内に沿って操作します  
 ファックスの場合「7」をダイヤル 音声の場合「9」をダイヤル



## 第2節 環境配慮のための基盤づくり

### 1 環境影響評価

#### (1) 環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、事業者が、土地の形状の変更や工作物の新設など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業等の計画や実施に当たり、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測および評価を行うとともに、その結果を公表して、自治体や県民等の意見を聴いた上で、環境の保全について適正な配慮を講じようとするものであり、環境汚染の未然防止のための重要かつ有効な手段である。

国においては、環境影響評価法などに基づいて、本県では、法対象外事業や事後調査手続を追加した「福井県環境影響条例」により、十分な環境配慮が必要な大規模事業について、環境面から、事業者の適切な対応を誘導することとしている。

福井県環境影響評価条例の対象事業および手続を、図3-5-5、表3-5-6に示す。

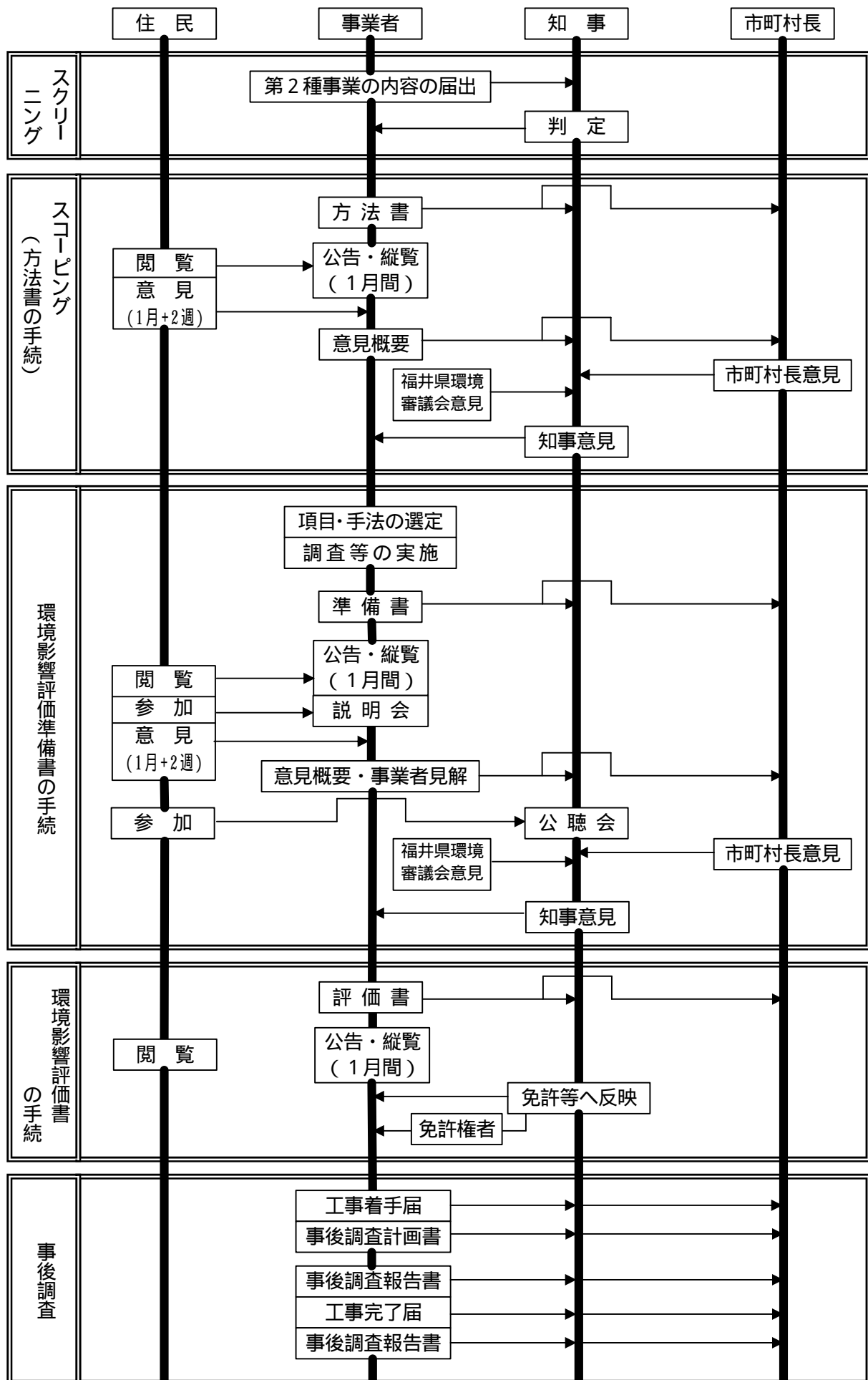
表3-5-5 福井県環境影響評価条例の対象事業

事業の種類	福井県環境影響評価条例	
	第1種事業（注1）の要件	第2種事業（注2）の要件
1 道路の建設		
高速自動車国道	すべて	
一般国道・県市町村道	4車線以上かつ長さ10km以上	4車線以上かつ長さ7.5km以上10km未満
林道	幅員6.5m以上かつ長さ20km以上	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上20km未満
2 河川		
ダム・堰	湛水面積 100ha以上	湛水面積 75ha以上 100ha未満
放水路・湖沼開発	改变面積 100ha以上	改变面積 75ha以上 100ha未満
水位調整施設	改变面積 100ha以上	改变面積 75ha以上 100ha未満
3 鉄道の建設		
新幹線鉄道	すべて	
普通鉄道・軌道	10km以上	7.5km以上 10km未満
4 飛行場	滑走路長 2,000m以上	滑走路長 1,500m以上 2,000m未満
5 発電所		
水力発電所	出力 3万kW以上	出力 2.25万kW以上 3万kW未満
火力発電所	出力 15万kW以上	出力 11.25万kW以上 15万kW未満
地熱発電所	出力 1万kW以上	出力 0.75万kW以上 1万kW未満
原子力発電所	すべて	
6 公有水面埋立・干拓	面積 50ha超	面積 40ha超 50ha以下
7 土地区画整理事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上 100ha未満
8 流通業務用地造成	面積 100ha以上	面積 75ha以上 100ha未満
9 住宅用地造成	面積 100ha以上	面積 75ha以上 100ha未満
10 工業用地造成	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
11 廃棄物処理施設		
廃棄物最終処分場	面積 30ha以上	面積 25ha以上 30ha未満
廃棄物焼却施設	処理能力 100t/日以上	処理能力 75t/日以上 100t/日未満
し尿処理施設	処理能力 100k /日以上	処理能力 75k /日以上 100k /日未満
12 工場等の建設	燃料使用量 10k /時以上 排水量 1万 /日以上	燃料使用量 7.5k /時以上 10k /時未満 排水量 7,500 /日以上 1万 /日未満
13 レクリエーション施設の建設		
ゴルフ場・スキー場	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
運動・レジャー施設	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
14 自然公園事業	面積 50ha以上	面積 40ha以上 50ha未満
15 農用地の造成	面積 500ha以上	面積 400ha以上 500ha未満
16 土石採取	面積 30ha以上	面積 25ha以上 30ha未満

（注1）「第1種事業」：必ず環境影響評価を実施しなければならない一定規模以上の事業

（注2）「第2種事業」：第1種事業に準ずる規模で、環境影響評価の実施の必要性を個別に判断する事業

図3 - 5 - 6 福井県環境影響評価条例の手続きの流れ



スクリーニング	<p><b>(第2種事業の内容等の届出)</b>  第2種事業を実施しようとする者は、その事業の環境影響評価の必要性の判定を受けるため、その内容等を知事に届け出る。</p> <p><b>(第2種事業の判定)</b>  知事は、事業内容や事業実施地域の環境特性を踏まえ、環境影響評価を実施する必要性を判定し結果を事業者と関係市町村長に通知する。</p>
スコアピング (方法書の手続き)	<p><b>(方法書の作成)</b>  事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目や調査、予測、評価の手法等を記載した環境影響評価方法書(「方法書」)を作成し、知事や関係市町村長に提出する。</p> <p><b>(方法書の公告・縦覧)</b>  事業者は、方法書について公告を行い、公告の日から1か月縦覧に供する。</p> <p><b>(方法書についての意見書)</b>  方法書について環境の保全の見地からの意見を有するものは、縦覧期間(1月)+2週間までに、事業者に対し意見書を提出することができる。</p> <p><b>(方法書についての知事の意見書)</b>  知事は、住民意見概要書、関係市町村長の意見福井県環境審議会の意見を踏まえ、事業者に対し環境の保全の見地からの意見を述べる。</p>
環境影響評価準備書の手続き	<p><b>(調査等の実施)</b>  事業者は、知事意見や住民意見を踏まえ、環境影響評価技術指針に基づき、調査、予測、評価の手法を選定し、環境影響評価を実施する。</p> <p><b>(準備書の作成)</b>  事業者は、環境影響評価の実施後、取りまとめた調査結果や環境の保全のための措置等を記載した環境影響評価準備書(「準備書」)を作成し、知事や関係市町村長に提出する。</p> <p><b>(準備書の公告・縦覧)</b>  事業者は、準備書について公告を行い、公告の日から1か月縦覧に供する。</p> <p><b>(説明会の開催)</b>  事業者は、準備書の記載内容の周知を図るため関係地域内で説明会を開催する。</p> <p><b>(準備書についての意見書)</b>  準備書について環境の保全の見地からの意見を有するものは、縦覧期間(1月)+2週間までに、事業者に対し意見書を提出することができる。</p> <p><b>(公聴会の開催)</b>  知事は、準備書についての意見を述べるため、必要があると認めるときは公聴会を開催する。</p> <p><b>(準備書についての知事の意見)</b>  知事は、住民意見概要書、住民意見に対する事業者の見解、公聴会での意見、関係市町村長の意見、福井県環境審議会の意見等を踏まえ、事業者に対し環境の保全の見地からの意見を述べる。</p>
環境影響評価書の手続き	<p><b>(評価書の作成)</b>  事業者は、知事意見や住民意見を踏まえ、準備書の記載内容について検討し、必要に応じ追加調査等を実施し、環境影響評価書(「評価書」)を作成し、知事および関係市町村長に送付する。</p> <p><b>(評価書の公告・縦覧)</b>  事業者は、評価書について公告を行い、公告の日から1か月縦覧に供する。</p> <p><b>(免許等への反映・免許権者への要請)</b>  知事は、評価書の記載内容を事業の許認可の審査に反映させたり、評価書を免許権者に送付して許認可の審査への反映を要請する。</p>
事後調査	<p><b>(事後調査計画書の作成等)</b>  事業者は、工事施工中や供用後の環境影響を把握するために行う調査(「事後調査」)の項目や手法等について記載した計画書(「事後調査計画書」)を作成し、知事に提出する。</p> <p><b>(事後調査報告書の作成)</b>  事業者は、事後調査の結果を記載した報告書(「事後調査報告書」)を作成し、知事に提出する。</p> <p><b>(事後調査完了)</b>  事業者は、事後調査計画書に基づく事後調査が完了した時は、知事にその旨届け出る。</p>

## (2) 環境影響評価の実情

北陸新幹線（南越 - 敦賀間）については、環境影響評価法に基づき、10年10月に方法書が、12年6月には準備書が、それぞれ提出され、県としては、環境審議会の答申をもとに事業者へ知事意見を提出するなどし、14年2月に一連の手続を終了した。

また、日本原子力発電株式会社の敦賀発電所3,4号機については、環境影響評価法に基づき、12年2月には方法書が、13年1月には準備書が、それぞれ提出され、県としては、環境審議会の答申をもとに国へ知事意見を提出するなどし、14年2月に一連の手続を終了した。

このほか、「公有水面埋立法」などの個別法に基づく環境影響評価について審査指導を行っている。  
(表3-5-7)

表3-5-7 環境影響評価等審査件数の推移

年 度		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
県 環 境 影 響 評 価 要 綱	飛行場		1								
	工業用地造成				1						
	発電所				1						
	廃棄物処理施設				1						
	レクリエーション施設					1					
閣 議 決 定	道路	1				1					
	土地区画整理事業			1			2				
法	鉄道							1		1	
	発電所								1		
省 庁 通 達	電源開発				1						
個 別 法	港湾計画					1					
	公有水面埋立	1	1	5	3	5	7	3	7	5	7
	総合保養地域基本構想						1				
合 計		2	2	6	7	8	10	4	8	6	7

:同一事業

## (3) 事後調査の状況

稼働中の原子力発電所および火力発電所については、周辺海域における水温等の水質状況や大気汚染物質の排出状況等の報告を求めている。

## (4) 環境影響評価の実施に必要な情報の充実

これまでに実施された環境影響評価や、手続き中の対象事業に関する情報（方法書、準備書等の縦覧期間や縦覧場所、説明会の開催日時、知事意見など）を、県の環境情報に関するインターネットホームページの「みどりネット」を通じて提供している。

（ホームページアドレス <http://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess>）

## 2 環境保全の事前審査

県では、許認可等において関与する様々な手続に際して、環境保全の観点から所要の調整を実施している。また、各種事業等の実施の基盤となる計画策定などに際しても、環境の保全の観点から事前審査を行っている。

### (1) 許認可等に際しての環境配慮の行政指導

森林法に基づく林地開発の許可や国土利用計画法に基づく土地売買等の届出など、県が関与する許認可等の手続に際しては、環境に配慮した事業の実施が行われるように行政指導を行うなど、所要の調整を行っている。

### (2) 計画策定等に係る環境配慮

県環境基本条例第10条では、県が講ずる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全について配慮するものと規定している。

このため、県では、土地利用基本計画や都市計画等の策定・実施などに当たっては、環境の保全の見地からの配慮が行われるよう所要の調整を行っている。

これらの行政指導等の平成13年度の状況は表3-5-8のとおりである。

表3 - 5 - 8 各種計画策定および許認可等に際しての環境配慮の調整件数

許認可等に際しての環境配慮の行政指導	・ 国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る事前協議	15
	・ 森林法に基づく林地開発許可申請・連絡調整に係る事前協議	3
	・ 廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設設置届出等に係る事前協議	6
	・ 採石法に基づく岩石採取計画認可申請に係る事前協議	11
	・ 砂利採取法に基づく砂利採取・洗浄計画等認可申請に係る事前協議	36
	・ 土採取規制条例に基づく土採取計画認可申請に係る事前協議	5
	・ 温泉法に基づく温泉掘さく・温泉動力装置許可申請に係る事前協議	4
	・ 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る事前協議	13
	小 計	93
計画策定に係る環境配慮	・ 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画変更に係る事前協議	
	・ 国土利用計画法に基づく国土利用計画に係る事前協議	2
	・ 公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業計画に係る事前協議	6
	小 計	8
	合 計	101

### 3 公害防止協定

公害防止協定は、地域の状況や個別企業の操業内容に応じたきめ細かい環境保全対策を盛り込むことができ、法令や条例による一般的な規制を補完するものとして有効な手段である。

福井県公害防止条例第53条では、「事業者は、県または市町村から公害の防止に関する協定の締結について申出を受けたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。」旨規定している。

県では、県が維持管理する工業団地であるテクノポート福井に立地する企業または広範囲な地域に環境影響を及ぼすおそれのある企業との間で、当事者として協定の締結を進めている。

協定では、企業の操業形態等に応じた個別的な公害防止対策を規定するとともに、立入調査や公開の原則、住民に損害を与えた場合の無過失損害賠償責任についても規定を設け、公害防止対策の実効性の担保などを図っている。

平成13年度中に県が新たに締結または改正した協定数は2件であり、これまでに締結した公害防止協定数は計67件となっている。(資料編表8-4)

また、多くの市町村においても、公害防止協定や環境保全協定を締結しており、その件数は年々増加している。なお、市町村が締結した公害防止協定数は、平成14年3月末現在22市町村436件となっている。(資料編表8-5)

### 4 基盤整備に当たっての支援制度

本県では、事業者の公害防止や地球環境保全の取組みに対し、中小企業アドバイザーによる技術指導や助言、財団法人福井県産業支援センター等からの情報誌やホームページ等による情報提供などを行っている。

また、福井県創造技術研究開発費補助金等により企業の新製品開発や技術研究開発に対し助成を行うほか、制度融資や小規模企業者等設備資金貸付、設備貸与により公害防止や環境保全に必要な機械設備導入等に支援している。

## 基盤整備に当たっての支援制度の概要

### 中小企業アドバイザーの派遣

- 企業等の省エネルギー等に関する技術研究開発について、企業からの求めに応じアドバイザーを派遣
- ・費用（アドバイザーの謝金と旅費）の1 / 3の負担が必要
  - ・幅広い専門家からの助言が受けられる。

#### 【問い合わせ先】

(財)福井県産業支援センター 新事業創出課 TEL 0776-67-7420  
県工業技術センター 企画支援室 技術支援・交流グループ TEL 0776-55-0664

### 中小企業総合事業団が行う相談・助言

- 中小企業における省エネルギー対策や設備の導入に関し、相談・助言を行う専門家を派遣
- ・派遣費用の一部（12,400円）の自己負担が必要
  - ・専門家による全国レベルでの相談・助言が受けられる。

#### 【問い合わせ先】

(財)福井県産業支援センター 情報企画課情報サービスグループ TEL 0776-67-7416

### セミナー等の開催、省エネルギー関連情報の提供

中小企業等におけるエネルギーの使用合理化のための関連する新聞、図書等の閲覧、セミナーの開催等

#### 【問い合わせ先】

(財)福井県産業支援センター 情報企画課情報サービスグループ TEL 0776-67-7416

### 県制度融資、小規模企業者等設備資金貸付等

中小企業者が公害防止施設の設置、改善、産業廃棄物処理施設の設置、またはエネルギーの有効利用等を図る設備の導入に必要な資金を融資

#### 【問い合わせ先】

県制度融資：県商工政策課 金融グループ TEL 0776-20-0367  
小規模企業者等設備資金貸付等：(財)福井県産業支援センター TEL 0776-67-7409～11

### 福井県創造技術研究開発費補助金

県内産業の技術高度化等を促進するため、中小企業が実施する新製品開発や生産工程の自動化、高効率化のための技術研究開発に対し、その必要経費の一部を助成

- ・募集時期：毎年1月頃
- ・補助率等：試作開発枠：2 / 3以内（1件1000万円以内）  
創造的大型枠：2 / 3以内（1件3000万円以内）
- ・補助対象経費：原材料費、機械装置・工具器具費、外注加工費、技術指導受入れ費、その他の経費

#### 【問い合わせ先】

県産業技術情報課 技術開発グループ TEL 0776-20-0374  
県工業技術センター 企画支援室 技術支援・交流グループ TEL 0776-55-0664

### 第3節 環境保全に向けた広域的な取組み

#### (1) 福井・岐阜・滋賀・三重の4県による広域連携

地球温暖化など地域を越えた環境問題や、生活排水による水質の悪化など地域が抱える共通の環境問題に対応していくためには、県域を越えた広域的な取組みが効果的と考えられる。

このため、福井・岐阜・滋賀・三重の4県が、共同連携して、環境教育、普及啓発、研究などの環境保全対策を推進している。

平成14年度は、7月に岐阜県で「子ども環境会議」を開催したのをはじめ、15年2月には滋賀県で「水環境づくり四県共同会議」を開催した。

また、間伐材の利用促進や環境林づくりへの取組み、産業廃棄物不法投棄に対する県境路上検査、大気中有害化学物質に関する共同研究などに取り組んでいる。

#### (2) 関西広域連携協議会による広域連携

本県を含む関西の2府7県3政令市（京都府、大阪府、福井県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市）および経済団体で構成する「関西広域連携協議会」においても、平成11年度から環境分野での地域連携を推進しており、夏のエコスタイルやグリーン購入の共同推進、温暖化対策や循環型社会形成などの推進方策の検討を行っている。

こうした普及啓発活動は、広域的に実施することでより効果が高まることから、今後も連携を強化し積極的に推進していく。

## 第4節 調査研究の推進

### (1) 環境の将来予測のための調査・研究

大気汚染や公共用水域の水質汚濁の常時監視結果や発生源の監視調査結果に基づき、汚染・汚濁原因の解析や将来の予測・評価を行い、監視体制の見直しや環境保全政策の推進に活用している。

今後とも汚染・汚濁の解析手法や将来予測のためのシミュレーション技法の開発など、調査・研究の充実に努める。

### (2) 地球環境問題に関する調査・研究

昭和48年度から、酸性雨モニタリング調査、土壌・植生モニタリング調査等を実施してきたが、今後とも、酸性雨による生態系への影響などについて、国等と連携しながら、調査・研究を進めていく。特に、夜叉ヶ池（今庄町）の水質については、周辺に湖水の酸性化に影響を与える火山等の自然的要因および人為的要因が見当たらないことから、酸性雨による影響が生じている可能性も考えられ、重点的な調査・研究を行っていく。

### (3) 有害化学物質に関する調査・研究の推進

トリクロロエチレン等の有機塩素化合物による地下水汚染など有害化学物質に関する調査・研究を行っているほか、環境省の「化学物質環境安全性総点検調査」に参加し、水質・底質・水生生物等に含まれる化学物質の調査を実施している。

さらに、県衛生環境研究センターの敷地内にダイオキシン類や環境ホルモンの研究施設を整備し、平成14年度から、ダイオキシン類およびアルキルフェノール類やビスフェノールA等の環境ホルモンについての調査研究を開始した。

### (4) 県の試験研究機関の共同研究体制の整備、産・学・官による共同研究

県の9試験研究機関では、環境技術会議を設置し、環境関連の調査研究の調整を行っている。また、幅広い分野から総合的に研究する必要のある課題については、共同で研究を進めており、これまで、社寺林等におけるスギ枯れの問題や湖沼水質の浄化対策等について共同研究を行ってきた。

特に、湖沼水質の浄化対策については、県立大学や国立環境研究所と研究成果の情報交換を図っており、今後とも、産・学・官による共同研究を進めていく。